

令和6年3月4日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

警 察 本 部 長

三重県警察災害派遣隊の設置に関する要綱の改正について（通達）

この度、「三重県警察災害派遣隊の設置に関する要綱」（令和3年3月29日付け備二発第69号（以下「旧通達」という。）別添）を別添のとおり改正し、令和6年3月4日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

## 三重県警察災害派遣隊の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の都道府県において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、災害対策に従事する部隊を当該都道府県に派遣することに備え、当該部隊の編成要領等を定めるものとする。

(名称)

第2条 本要綱に基づき編成する部隊を「三重県警察災害派遣隊」と総称する。

(即応部隊)

第3条 発災前又は発災直後の時期に直ちに派遣する部隊として、別表1の5部隊を編成し、「即応部隊」と総称する。

2 即応部隊の名称、隊員の指定及び部隊の編成の基準、活動の内容、1回の派遣期間のめど及び担当課は、別表1のとおりとする。

3 即応部隊は、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動するものとする。

(一般部隊)

第4条 発災から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣する部隊として、別表2の6部隊を編成し、「一般部隊」と総称する。

2 一般部隊の名称、隊員の指定及び部隊の編成の基準、活動の内容、1回の派遣期間のめど及び担当課は、別表2のとおりとする。

(部隊編成の概念)

第5条 即応部隊の各部隊並びに一般部隊の特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊は、あらかじめ隊員を指定して部隊を編成するものとする。

2 一般部隊の特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊は、被災状況に応じて、警察庁が示す基準に従い、派遣の都度隊員を指定して部隊を編成するものとする。

(庶務)

第6条 この要綱の施行に必要な庶務は、警備部長の指揮の下、警備第二課において行う。

(運用要領等)

第7条 この要綱に定めるもののほか、三重県警察災害派遣隊の運用要領等については、主管部長が別に定める。

別表 1

部隊の名称		隊員の指定及び部隊の編成の基準	活動の内容	1回の派遣期間のめど	①県警担当課 ②警察庁担当課 ③管区警察局長担当課
広域緊急援助隊	警備部隊	一個小隊24人（小隊長1人、分隊長4人、隊員19人）で編成する。隊員は、機動隊又は管区機動隊から指定する。また、欠員が出た場合の補充要員を4人指定する。	次の活動を行う班に分かれて、救出救助等に当たる。 ○ 先行情報班 救出救助班等に先行して行う、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告 ○ 救出救助班 被災者の救出救助、避難誘導等 ○ 隊本部班 食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援	3日間	①警備第二課 ②警備第三課 ③広域調整第二課
	交通部隊	一個小隊19人（小隊長1人、隊員18人）で編成する。隊員は、交通機動隊又は高速道路交通警察隊から指定する。また、欠員が出た場合の補充要員を4人指定する。	次の活動を行う班に分かれて、緊急交通路の確保等に当たる。 ○ 先行情報班 交通対策班等に先行して行う、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告 ○ 交通対策班 緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等 ○ 管理班 食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援	1週間	①交通指導課 ②交通指導課 ③広域調整第二課
	刑事部隊	2部隊24人で編成する。1部隊の構成は、検視班10人（隊長（検視官）1人、隊長付（警部補）2人、記録係1人、写真係1人、補助員3人、指紋採取員2人）、遺族対策班2人とする。隊員は、検視業務、被害者支援業務の担当者又は経験者から指定する。また、欠員が出た場合の補充要員を4人指定する。	次の活動を行う班に分かれて、検視等に当たる。 ○ 検視班 遺体安置場所における検視又は死体の調査 ○ 遺族対策班 遺体安置所における遺族等への遺体の引渡し、災害警備本部及び一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した遺族等への安否情報の提供	1週間	①捜査第一課 ②捜査第一課 ③広域調整第一課
広域警察航空隊	警察用航空機2機（警察用航空機1機につき、操縦士2人及び整備士2人以上並びに捜索救助等に従事する特務要員）で編成する。隊員は、警察航空隊等から指定する。	被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンス画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。	1週間	①警備第二課 ②会計課 ③広域調整第一課	
緊急災害警備隊	一個大隊一個中隊三個小隊59人（警視1人、警部2人、警部補4人、巡査部長及び巡査52人）で編成する。隊員は、広域緊急援助隊（警備部隊）に指定された者以外の管区機動隊から指定する。	被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察活動及び被災地警察の長が、特に指示する活動に当たる。	数日間	①警備第二課 ②警備第三課 ③広域調整第二課	

別表 2

部隊の名称	隊員の指定及び部隊の編成の基準	活動の内容	1回の派遣期間のめど	①県警担当課 ②警察庁担当課 ③管区警察局担当課
特別警備部隊	部隊の編成は、被災状況に応じて、警察庁が示す基準に従う。隊員は、部隊の派遣に際し、機動隊、管区機動隊及び第二機動隊から指定する。	行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及びその他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地等における警戒活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。	10日間	①警備第二課 ②警備第三課 ③広域調整第二課
特別生活安全部隊	部隊の編成は、被災状況に応じて、警察庁が示す基準に従う。隊員は、部隊の派遣に際し、次の班を設け、指定する。 ○ 相談・防犯指導活動班 部隊の構成は車両1台につき、班員2人とし、隊員は、警務部又は生活安全部から指定 ○ 行方不明者相談情報管理班 隊員は、生活安全部の中から指定	次の活動を行う班に分かれて、相談活動等に当たる。 ○ 相談・防犯活動指導班 避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動 ○ 行方不明者情報管理班 行方不明者相談情報の収集・整理	10日間	①生活安全企画課 ②生活安全企画課 ③広域調整第一課
特別自動車警ら部隊	部隊の編成は、被災状況に応じて、警察庁が示す基準に従う。部隊の構成は、パトカー1台につき、隊員2人とする。隊員は、部隊の派遣に際し、地域部門に属する警察官から指定する。	パトカーによる警戒、警ら及び活動現場広報等の活動に当たる。	10日間	①地域課 ②生活安全企画課 ③広域調整第一課
特別機動捜査部隊	1部隊4人又は6人で編成する。隊員は、機動捜査隊から指定する。不足がある場合は、現に刑事部門の者であって同隊の経験のある者から指定する。	被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替勤務により、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査及び事件発生時における初動捜査等に当たる。	1週間	①刑事企画課 ②捜査第一課 ③広域調整第一課
身元確認支援部隊	2部隊12人で編成する。隊員は、鑑識課又は警察署鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員から指定する。	被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取に当たる。	必要な期間	①鑑識課 ②犯罪鑑識官 ③広域調整第一課
特別交通部隊	一個中隊三個小隊21人（中隊長1人、中隊長伝令1人、小隊長3人、隊員16人）で編成する。隊員は、交通部門から指定する。また、欠員が出た場合の補充要員を4人指定する。	信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動に当たる。	2週間	①交通指導課 ②交通指導課 ③広域調整第二課